

社会福祉法人海光会 指定介護老人福祉施設海光園 優先入所取扱要領

指定介護老人福祉施設への優先入所の取扱いについては、社会福祉法人海光会 指定介護老人福祉施設海光園 優先入所指針(以下「指針」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 優先入所方針

同一の総合計点数の入所申込者が複数いる場合は、原則として申込年月日とするが、入所必要性を総合的に判断して決定する。また、優先入所判定会議で判定された順位は確定とし、行政からの緊急措置の依頼を除いては、入所の順番が来るまで継続されるものとする。

2. 優先入所検討委員会

(1) 施設職員

施設職員としての委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、機能訓練指導員とし、施設長を委員長とする。ただし、判定内容によって、委員長若しくは第三者委員が、他職種の意見を求める場合は、この限りではない。尚、委員長が緊急やむを得ない事情により欠席する場合は、その代行として第一位生活相談員、第二位 介護支援専門員が代行して委員会を開催する。

(2) 施設職員以外の第三者

施設職員以外の第三者の委員とは、民生委員、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表者として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などをいう。

3. 優先入所基準の作成

施設は、指針に基づき優先入所に係る基準を定め、県に届け出るとともにホームページにて公開する。

4. 優先入所決定の手続き

(1) 入所申込みの受付

ア: 入所申込書について

入所申込は、要介護度1～5の介護認定を受けている方とし、入所申込書の有効期限は介護保険被保険者証の「認定の有効期間」とする。但し有効期間が当月の場合、申込月日は当月、有効期限は次期認定期間とする。

イ: 入所申込者名簿の作成

名簿は「介護度3以上」と「介護度2以下」に分けて作成・管理するものとする。入所申込者名簿は、入所申込書に基づき、指針別表の入所申込者評価基準(以下「評価基準」という。)項目の本人及び家族の状況並びに居住地により算定した点数が高い者から順に並べ替える。

(2) 入所申込者の調査

施設は、原則介護度 3 以上の入所申込者名簿の上位者について、事前面接を行い入所申込書の記載内容を調査する。但し、申込者が市外等、遠方の場合、その都度状況に応じた対処とし、面接を省略する場合がある。なお、上位者とは次回委員会に諮る予定数 15 名最大 20 名とする。

(3) 優先入所順位の設定

ア：優先入所順位名簿の作成

委員会は、入所申込書の「その他事項」及び優先入所調査票により、特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合について特別な状況として点数を加算し、これに基づき、点数の高い者から順に並べた優先入所順位名簿(様式2)を作成する。

イ：優先入所順位名簿の見直し

委員会は年3回(6か月に1回以上)とし、目安として 6 月・10 月・2 月に開催する。判定人数は 1 年間に45名程度を目安とするが、退所数が多い等の状況の変化に応じて対応する。

施設は、本人・家族の状況等に変化が生じたことにより再度申込みした者や新規に申込みした者を含めて、4- (1) 及び(2)の手続きにより入所申込者名簿を整理し、委員会が開催される都度提出するものとする。

5. 優先入所事務の留意事項

(1) 情報の提供

施設は、入所申込者及び入所申込者の家族、身元引受人等から情報を求められた時は、入所申込者以外の情報について、特定の個人情報としての識別ができないように提供するものとする。

6. 市町村優先入所指針の取扱い

市町村は地域の実情等を反映した優先入所に係る指針を策定する場合、県と協議するものとする。

7. 入所申込者評価基準

(1) 家族の状況

ア:「ひとり暮らし」について

介護者が同一敷地内又は隣接地等に居住している場合は除くものとする。また、原則として居宅ケアマネージャー又はメディカルソーシャルワーカー等のアセスメントに基づきながら、特別養護老人ホームの生活相談員が本人と直接面接を行い、最終判断するものとする。

イ:「病氣療養中又は障害を有する」場合について

介護が困難なほどの病状又は障害が継続的に見込まれるものをいう。

(2) 居住地

入所申込者について介護保険の保険者である市町村の地域をいうものとする。

(3) 特別な状況

指針別表の入所申込者評価基準における本人の状況や家族の状況の中で示した内容では介護の困難性等を反映できない場合又はこれら以外の事情で考慮すべき事由がある場合、委員会の判断により特別な状況として加算できるものとする。

(4) その他

ア:介護者等による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合

(ア)本人の状況を確認するとともに、福祉事務所、民生委員等からの聞き取り等により実態を十分に把握するものとする。

イ:指定介護老人福祉施設に入所している者及び介護老人保健施設、病院又は法令で定めるその他の福祉施設に入所又は入院している場合

(ア)当該施設からの退所又は退院が予定されている者については、在宅に復帰したものと仮定して指針別表の入所申込者評価基準により取扱うものとする。

(イ) (ア)以外で居住場所を失うことが予定されているものについては、新たな居住場所を想定して指針別表の入所申込者評価基準により取扱うものとする。

8. 入所申込者評価点数

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計したものとする。

(1) 本人及び家族の状況(カッコは点数。最高120点)

家族の状況	要介護5 (50点)	要介護4 (40点)	要介護3 (30点)	要介護2 (10点)	要介護1 (5点)
①ひとり暮らしで介護者がいない ② 介護者が要介護状態、病気療養中若しくは障害を有するため、介護が困難 (50点)	100	90	80	60	55
③介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難 (40点)	90	80	70	50	45
④ひとり暮らしで介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難 ⑤複数人を介護しているため、介護が困難 ⑥介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難(30点)	80	70	60	40	35
上記以外の理由であるが、介護が困難 (20点)	70	60	50	30	25

(2) 介護保険施設等に入院または入所している場合

①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く)	20 点
②介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①のうち介護付の施設又は病院	10 点

(3) 居住地(最高20点)

居住地 評価(点)	評価(点)
施設所在地と同一の市町村内又はその市町村と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市町村内 (熱海市)	20
施設所在地と同一の圏域内又は県内の隣接市町村内 (該当: 伊東市・湯河原町・函南町・伊豆の国市)	10
施設所在地の圏域外	0

※圏域とは、静岡県が策定したふじのくに長寿社会安心プランにおける長寿者保健福祉圏域をいう。

(4) 特別な状況(最高20点)

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて点数を加算することができる。
なお、合計で20点を限度とする。

海光園 特別な状況判定基準表 改正:2017.4.1

	条 件	点数
①	軽費老人ホーム海光園の入居者である	15 点
②	短期入所サービス長期利用者である ※退所予定がなく1年以上利用、且つ、直近月 80%以上を利用している。	10 点
③	認知症日常生活自立度レベル加算 (Ⅰ=1点 Ⅱa=2点 Ⅱb=3点 Ⅲa=4点 Ⅲb=5点 Ⅳ=6点 M=7点)	左欄()の通り

(5) その他

(ア) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、(1)から(4)までの合計点数に関わらず**150点**とする。

(イ) 6か月以内に入所することを希望しない者については合計点数に関わらず0点とする。

9. 静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱い

(1) 目的

この取扱要領は、要介護1又は2の要介護者に係る居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合の特例的な指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)への入所(以下「特例入所」という。)について、施設への入所申込者の介護保険の保険者である市町村(特別区を含む。以下「保険者市町村」という。)の適切な関与の方法など、特例入所の運用に関する事項を定めることにより、特例入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) 優先入所指針との関係

この取扱要領は、特例入所の運用に関する事項を定めるものであり、入所申込者の入所の必要性の高さの判断は、平成 27 年3月 31 日までと同様に、静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針(市町において独自の優先入所指針を策定している場合は市町独自の優先入所指針。以下同じ。)及び静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき施設において定めている優先入所に係る基準に基づいて行うこと。

(3) 特例入所の判断に当たって考慮すべき事項

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。

(4) 特例入所の判断に当たって確認すべき事項

入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、少なくとも以下の事項を確認すること。

(1) 認知症高齢者の日常生活自立度 (3①関係)

入所申込者の認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅣ又はⅤに該当するか

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 (3②関係)

入所申込者が療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか

交付を受けている場合は、障害の程度又は障害等級等から日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(3) 障害基礎年金等の受給状況 (3②関係)

入所申込者が障害基礎年金等の支給を受けているか

支給を受けている場合は、障害の程度等から日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか

(4) 虐待の疑い等の情報 (3③関係)

入所申込者について、深刻な虐待の疑い等の情報が寄せられているか

(5) 家族等の状況 (3④関係)

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない状況か

(6) 介護サービスや生活支援の供給状況 (3④関係)

地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分か

(7) 居宅サービス等の利用状況 (3⑤関係)

3ヶ月程度の居宅サービス等の利用に関する状況を確認し、利用しているサービス内容や区分支給限度基準額に対する利用割合などから、居宅において日常生活を営むことが困難であることについてやむを得ない事由があると認められるか

(8) 担当介護支援専門員等の意見 ((3) ①～⑤関係)

(1)から(7)までの事項では特例入所対象者に該当するか否か判断がつかない場合等、必要に応じて、入所申込者の担当の介護支援専門員や地域包括支援センター等から、当該入所申込者の居宅における生活の困難度についての意見を聴取すること。

(5) 具体的な取扱い

● 入所申込み受付時の対応【施設】

施設は、要介護1又は2の入所申込者の入所申込み受付時には、以下のとおり対応すること。

- ① 「平成 27 年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の要介護者に限定され、要介護1又は2の要介護者は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に特例的な施設への入所が認められること」について、入所申込書に特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容について、丁寧な説明を行い、特例入所の要件への該当に関する入所申込書の考えを記載してもらうこと。
- ② 入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いとは認められない。

● 保険者市町村への意見照会【施設】

ア 対象者

要介護1又は2の入所申込者のうち、入所申込者名簿の上位者で、入所申込者の優先入所順位等を検討するための委員会(以下「優先入所検討委員会」という。))において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる入所申込者について、施設は、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たったの意見を求めること。

イ 意見照会の時期等

施設は、原則として、優先入所検討委員会の開催予定日の3週間前までに、上記アの対象者について、標準様式1(別紙)により、保険者市町村に対して意見を求めること。ただし、緊急で優先入所検討委員会を開催しなければならない場合など、必要がある場合は、速やかに、保険者市町村に対して意見を求めること。

ウ その他

施設は、保険者市町村の当初の意見表明を受けた日から1年以上経過した場合、又は、入所申込者の状態等が大きく変化した場合は、再度、保険者市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たったの意見を求めること。

● 施設への意見表明【保険者市町村】

施設から特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たったの意見を求められた場合、保険者市町村は、原則として、意見照会を受けた日から2週間以内に、標準様式2により、施設に対して特例入所対象者に該当するか否か等について意見を表明すること。

ただし、施設から緊急で意見を求められた場合は、速やかに意見を表明すること。また、保険者市町村は、必要に応じて、標準様式2による意見表明に代えて、優先入所検討委員会に出席し、意見を表明することができる。この場合、保険者市町村は、その旨を施設に対して予め連絡すること。

● 優先入所検討委員会での検討【施設】

施設は、優先入所検討委員会において、入所申込者名簿の上位者で具体的な優先入所順位の検討を行う入所申込者のうち、要介護1又は2の入所申込者について、保険者市町村からの意見も踏まえ、特例入所対象者に該当するか否かを判断すること。

● 記録の作成及び保存等【施設】

施設は、要介護1又は2の入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行った場合は、当該優先入所検討委員会の協議の内容等を記録し、これを2年間保存するとともに、判断結果を保険者市町村に報告すること。また、保険者市町村から、要介護1又は2の方の申込み状況や意見表明を行った入所申込者の入所状況等の報告を求められた場合、施設は、報告すること。

(6) その他

● 市町独自の取扱い

市町は、この取扱要領によらず、地域の実情等を反映した独自の取扱いを定めることができる。この場合、あらかじめ、県と協議すること。また、独自の取扱いを定めた場合は、市町内の施設の他、隣接する市町にある施設にも当該取扱いを周知すること。

- 平成 27 年3月 31 日までに入所申込みを受け付けた入所申込者に対する対応施設は、平成 27 年3月 31 日までに入所申込みを受け付けた入所申込者に対して、入所申込受付後の事後調査などの機会を活用し、(5)のとおりに対応するよう努めること。また、保険者市町村への意見照会等については、平成 27 年4月1日以降に入所申込みを受け付けた入所申込者と同様に取扱うこと。

付則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 19 年 10 月 12 日より施行する

付則 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 26 年 10 月 29 日より施行する

付則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 27 年 11 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する

付則 この要領は、平成 29 年 5 月 15 日より施行する

付則 この要領は令和 5 年 4 月 20 日より施行する

付則 この要領は令和 7 年 2 月 7 日より施行する